

設 計 書

予算項目	ポンプ場費 委託料
委託番号	委託第 50 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	監督員

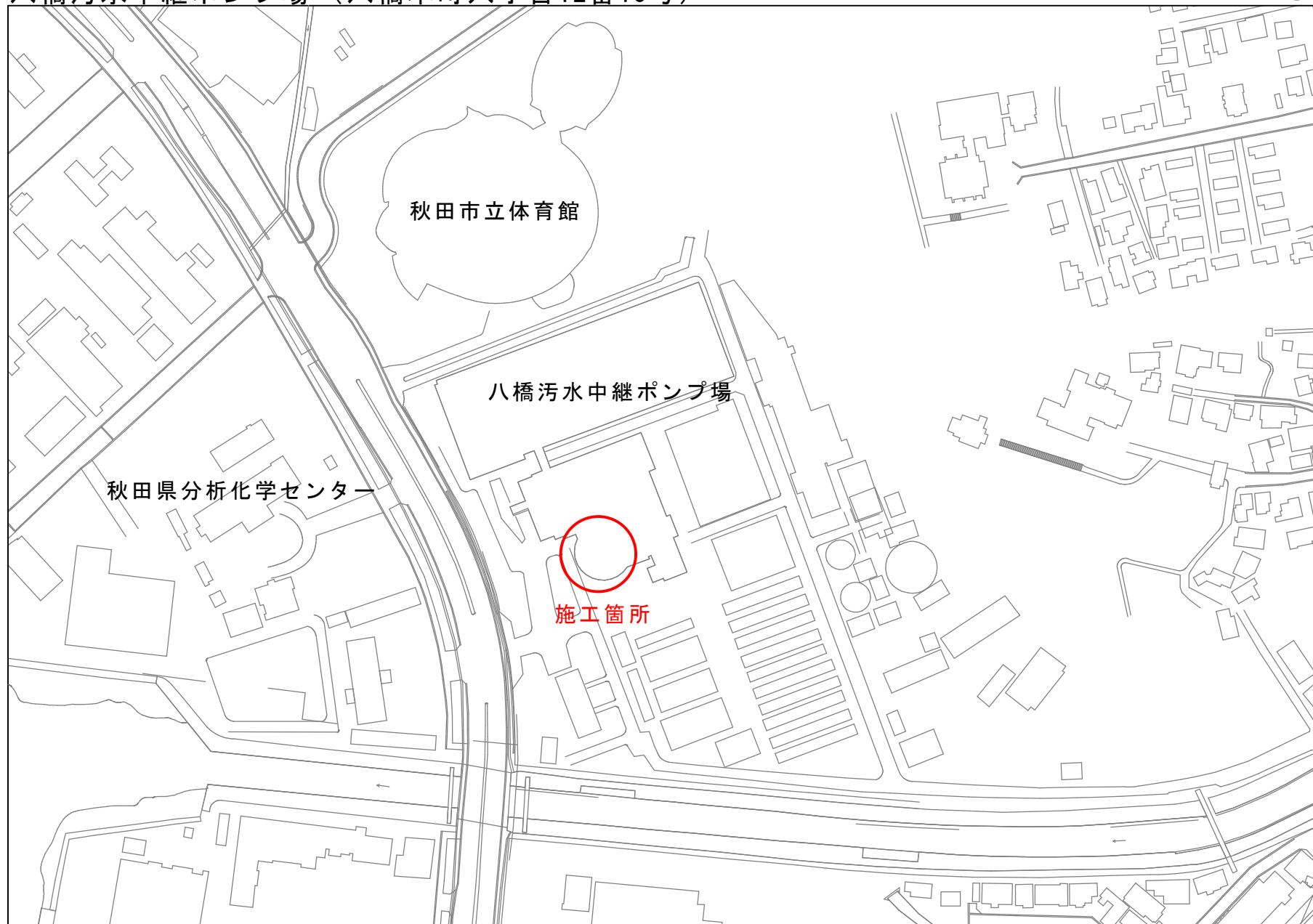
年 度	令和5年度	作 成 年 月 日	令和 5 年 6 月 20 日		履行期間	から 令和 6 年 2 月 29 日 まで
委 託 名	八橋汚水中継ポンプ場2系No.3沈砂池水路清掃業務委託				契約者	
委託場所	八橋本町六丁目12番15号					
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		2系No.3沈砂池水路清掃 一式	
	業 務 価 格		※発生汚泥量 (前年度参考) : 約10t	
	消費税等相当額			
	業 務 委 託 費 計			
			副務者(職名)氏名	
			監督員(職名)氏名	

箇所図



八橋汚水中継ポンプ場（八橋本町六丁目12番15号）



秋田市上下水道局下水道施設課

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	八橋汚水中継ポンプ場							
		直接業務費						
			清掃工	式	1			第1号明細書
			汚泥運搬工	式	1			第2号明細書
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税相当額			式	1			
業務委託費計								

明 細 書

清掃工 1式当り 第 1 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工	11 t 車両	日				第1号代価表
高压洗浄車運転工	4 t 車両	日				第2号代価表
消耗雑材費		式	1			
計						

明 細 書

汚泥運搬工

1式当り

第 2 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬業務	八橋汚水中継ポンプ場～ 汚泥中間処理センター	KL	10			
計						

代 価 表

強力吸引車運転工

1日当り

第 1 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L				
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
運転手 (特殊)		人				
強力吸引車損料	11 t 車両	時間	6			
計						

代 価 表

高压洗浄車運転工

1日当り

第 2 号

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L				
運転手 (特殊)		人				
高压洗浄車損料	4 t 車両	時間	6			
計						

八橋汚水中継ポンプ場 2 系No. 3 沈砂池水路清掃業務委託

第 1 章 総則

1 目的

本仕様書は、八橋汚水中継ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の 2 系No. 3 沈砂池水路清掃業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 委託場所

八橋本町六丁目12番15号

3 有資格

業務に必要な資格は次のとおりである。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する収集運搬業の許可およびそれに必要な運搬車両を有していること。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を1名以上配置すること。

第 2 章 業務の内容

1 業務概要

2 系No. 3 沈砂池水路および沈砂掻揚機の清掃を行い、バケットガイドシュー交換ができる状態にするとともに、発生した土砂および汚泥等の搬出運搬を行うもの。

2 業務の日時

清掃作業の日時は、別途発注を行う「八橋汚水中継ポンプ場 2 系No. 3 沈砂掻揚機バケットガイドシュー交換業務委託」の受注業者と作業日を調整し、清掃を行うこと。また、監督員と事前に協議し、ポンプ場の運転に支障のないよう調整すること。

3 汚泥等の処分

清掃時に発生する土砂および汚泥等の運搬は業務に含むが、処分費は業務に含まない。

なお、運搬先は次の施設とする。運搬の際は、事前に受入施設に運搬日

の連絡調整を行うこと。

施設名 豊興産株式会社 中間処理センター
住 所 新屋町字関町後232-1

4 提出書類

受託者は次の書類を提出すること。

(1) 契約締結後、業務開始前に提出するもの

- ア 業務実施計画書
- イ 業務統括責任者選任届
- ウ 業務工程表

(2) 業務完了後提出するもの

- ア 業務完了報告書（指定様式）
- イ 産業廃棄物管理票（B2）の写し
- ウ 酸素・硫化水素の測定結果の写し
- エ 作業記録写真帳（写真については、作業前・中・後のほか、酸素濃度等測定時および清掃車両等についても撮影すること）
- オ その他監督員が指示する書類

5 業務の注意点

- (1) ポンプ場の運転業務に支障をきたさないように、維持管理委託業者と密接に連絡を取り合い清掃を行うこと。
- (2) 酸素欠乏症等の事故防止に努めること。
- (3) 運搬先では、委託者が指示する運搬先の担当者の指示に従い、円滑な業務を図ること。
- (4) 業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに、委託者に報告すること。
- (5) 業務に関しては、従事者名簿に記載されている者以外運転してはならない。
- (6) 土砂および汚泥等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- (7) 土砂・汚泥等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

6 法令等の遵守および安全の確保

- (1) 受託者は、作業にあたり関係法令を遵守するとともに、労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- (2) 清掃箇所は酸素欠乏危険箇所であるため、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気および有毒ガス等の有無を、作業開始前と作

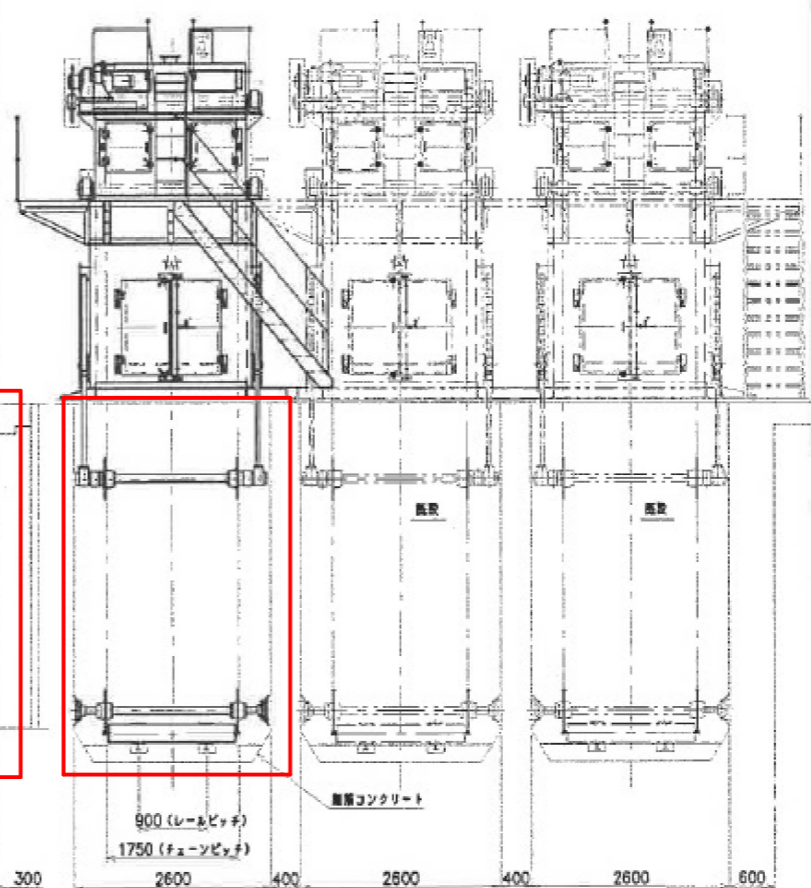
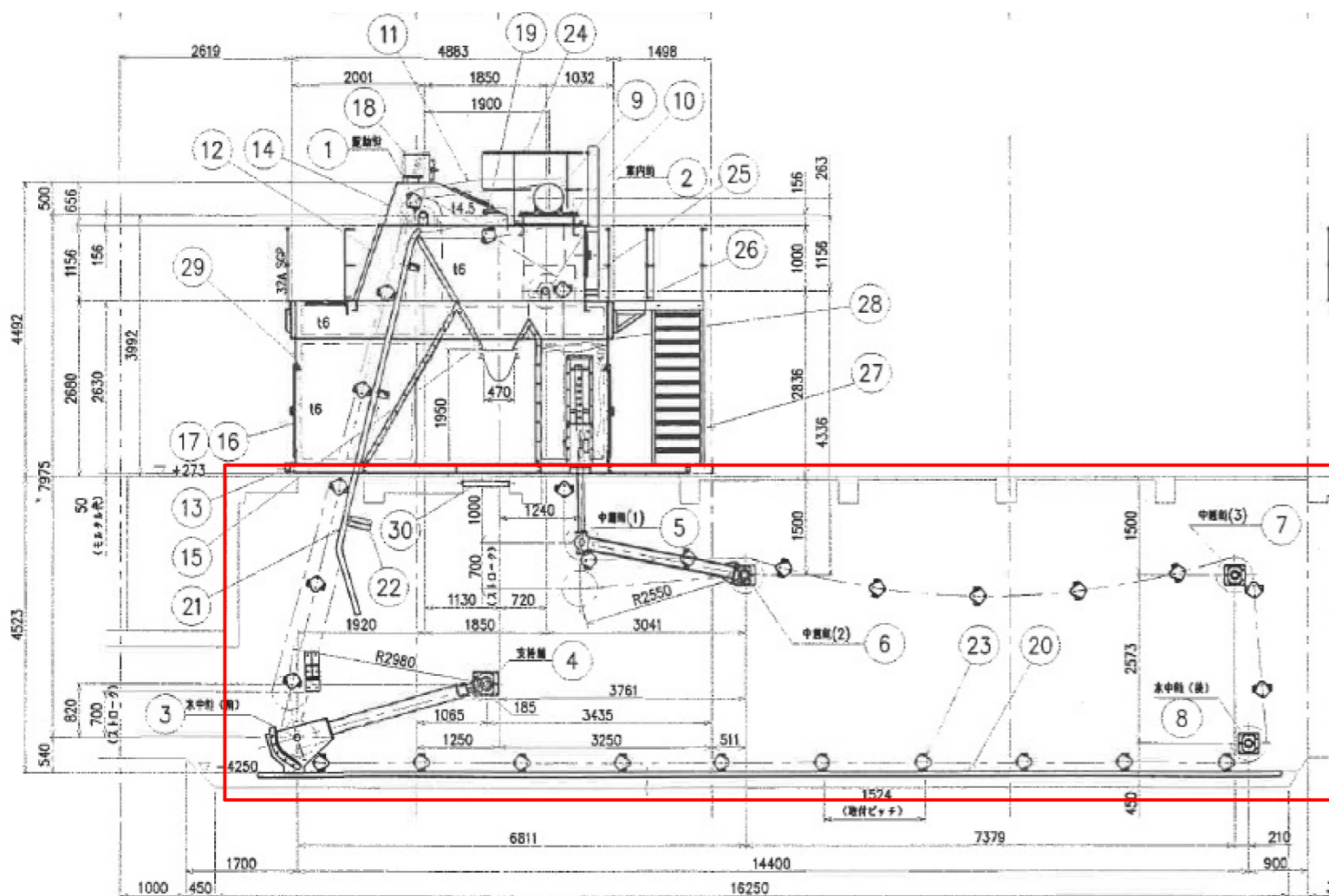
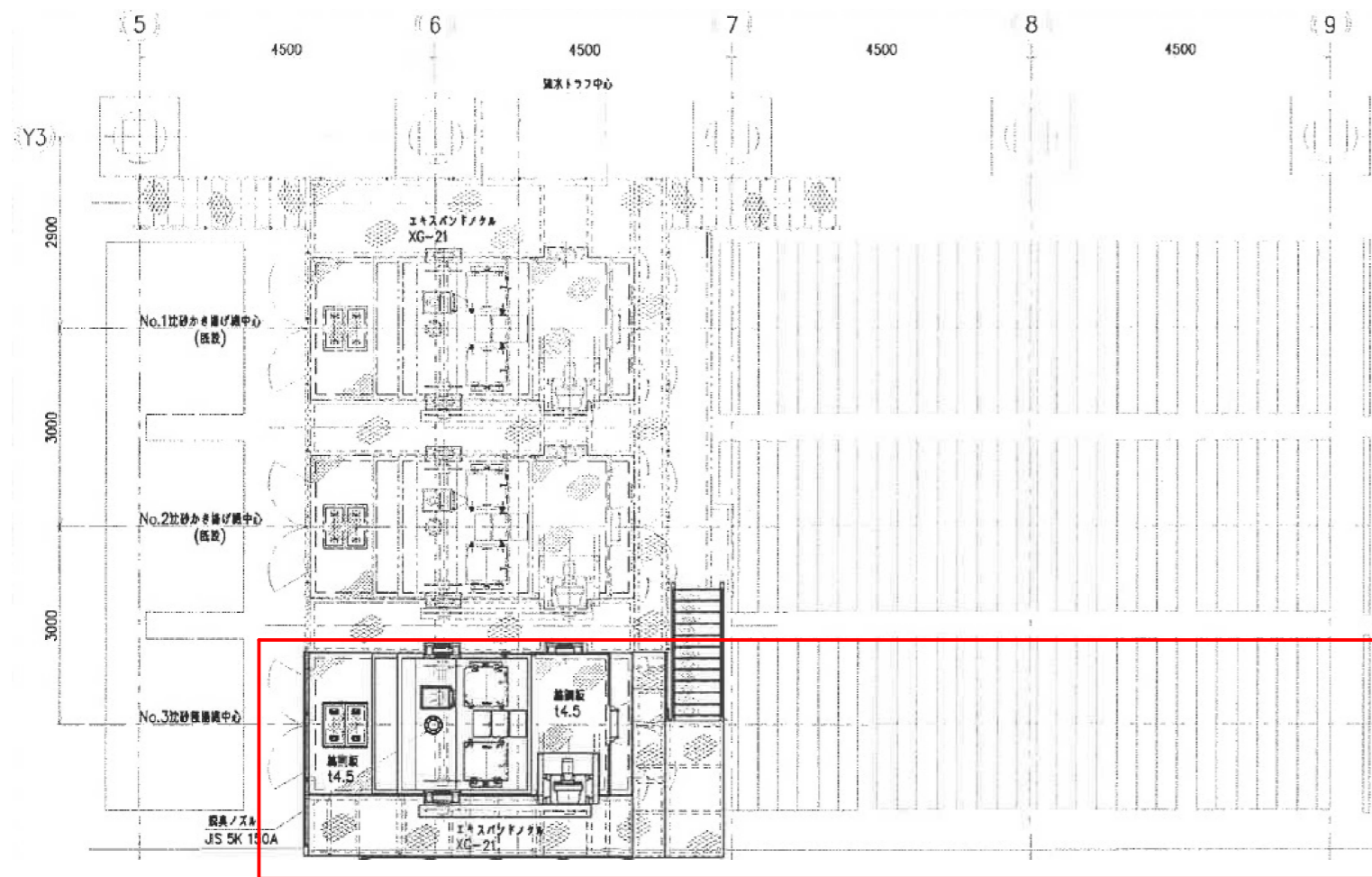
業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素および硫化水素の測定結果は、記録、提出すること。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気および有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員および他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が従事すること。

第3章 その他

疑義等

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めることとする。



清掃対象箇所

工事名	八橋汚水中継ポンプ場2系No. 3 沈砂池水路清掃業務委託		
図面名称	全体図		
図面記号	1	縮尺	S=NON
作成	令和5年6月		
秋田市上下水道局下水道施設課			